

独立行政法人国民生活センター役員給与規程の改正理由について

平成 18 年 3 月 31 日

独立行政法人国民生活センター

当センターは、平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人に移行し業務を行っている。独立行政法人通則法第 62 条には、「役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。」と規定されており、また、平成 17 年 12 月 24 日に閣議決定された「行政改革の重要方針」では役員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む事が決められている。

これを受け、センターでは従前の特別手当を組替えて、内閣府独立行政法人評価委員会の実施する「業務の実績に関する評価の結果」を反映させる形の手当として、業績給を導入することとした。

理事長は評価結果の区分に応じてその割合を乗じて得た額とするが、当該年度の評価結果を基本にセンターの運営状況を総合的に勘案し、調整することとした。

理事については、当該理事の業務に対する評価結果に応じて、評価の区分に対応する割合を上限に、理事長が当該理事の職務に関する貢献度を総合的に勘案して決定することとした。

当該業績給は、評価結果を数値化しその数値によって本俸への乗率を 0.75～1.5 まで段階的に変動させるものである（評価結果が最も悪い場合はゼロ）。

また、当センターは、2 箇所（東京及び相模原）に事務所があり、役員はその所掌部門に基づき勤務地を定め、特別調整手当を支給している。しかし、日常の業務遂行実態をみると、双方の事務所を頻繁に行き来している。このことから考えると、特別調整手当に差を設ける合理的理由は存在しないので、特別調整手当を財源として常勤役員間の給与差をなくすために今回の改定で「職責手当」を新設することとした。

なお、役員の俸給月額、平成 18 年度の国家公務員の給与構造改革を基本に役員の俸給を 7%引き下げることとした。

以上の改正を行い平成 18 年 4 月 1 日から施行することとした。